

愛知医科大学課外活動細則

（趣旨）

第1条 この細則は、愛知医科大学課外活動に関する規程（以下「規程」という。）第11条の規定に基づき、規程の施行に関し必要な事項を定める。

（課外活動団体）

第2条 課外活動団体（以下「クラブ」という。）の活動区分は、部又は同好会とする。

（設立手続）

第3条 クラブを設立しようとする学生は、所定の設立申請書にクラブの構成員（以下「部員」という。）の名簿及び内規を添えて、学長に願い出なければならない。

2 学長は、クラブの規模及び活動内容を鑑みて、部又は同好会の判定を行う。

（部長等）

第4条 クラブには、責任者として部長を置く。

2 部長は、当該クラブの活動について顧問の指導助言を求めるものとする。

3 部長及び部員は、次のことに努めなければならない。

- 一 健全な課外活動を行うこと。
- 二 ハラスメント行為をしないこと。
- 三 学業の妨げにならないこと。

4 部長は、内規を変更したときは、直ちに学生部長に届け出なければならない。

（顧問）

第5条 顧問は、前条第3項に定める行為について、部長及び部員を支援するものとする。

（部員の登録）

第6条 部長は、入部希望者に対して次の資料を配布し、所定の入部申込書に入部希望者の署名を得なければならない。

- 一 内規
- 二 活動内容（年間スケジュール）
- 三 活動にかかる年間経費（部費）

2 部長は、毎年度初めに部員名簿を作成し、顧問の確認を受けた上で、5月末日までに学生部長に提出しなければならない。

3 部長を変更した場合は、直ちに学生部長に届け出なければならない。

（クラブハウス）

第7条 クラブハウスの部室の割当ては、学生部長が行う。

2 部室は、部長の責任において管理する。

3 部室の使用時間は、原則として、午前7時から午後10時までとする。ただし、やむを得ずこの時間以外に使用するときは、あらかじめ学生部長の許可を受けるものとする。

4 部室内の備品・器具・設備等を破損した場合は、学生部長に報告の上、部の責任において修理する。

5 部室内では、電熱器具、石油ストーブ等の火災のおそれのある器具等の使用を禁止する。

6 シャワーを使用するときは、次のことに留意しなければならない。

- 一 清潔に使用すること。
- 二 火元に注意すること。

7 学生部長は、適宜部室の点検を行うことができる。

8 学生部長は、第3項から第6項までの規定に違反したクラブには、部室の割当てを取り消すことがある。

（行事）

第8条 部長は、クラブが次の行事等を行うときは、10日前までに、顧問の確認を得て、所定の集会・行事届を学生部長に提出しなければならない。

- 一 イベント
- 二 試合（大会）
- 三 合宿

2 部長は、前項の行事等に宿泊を伴うときには、集会・行事届に所定の宿泊届を添付しなければならない。

（情報発信）

第9条 部長は、印刷物等を配布し、若しくは掲示し、又はクラブ情報をホームページ等で発信するときは、あらかじめ学生部長の許可を受けなければならない。

（クラブの解散手続）

第10条 クラブを解散するときは、当該クラブの部長は、所定の解散届を学長に提出しなければならない。

（大学祭）

第11条 大学祭の活動については、別に定める。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。